

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年5月22日 秋田地方法務局大館支局 登記官 大坂谷 貴 典

記

意見又は資料の提出先

〒017-0804

大館市柄沢字狐台7番地73

秋田地方法務局大館支局

電話 0186-42-6514

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地番	地目	地積 (㎡)
第4103-2026-0001号	鹿角市十和田錦木字浜田	78	墓地	250
第4103-2026-0002号	鹿角市十和田山根字館ヶ沢	6	墓地	107
第4103-2026-0003号	鹿角市十和田山根字森ノ越	5	墓地	6・61
第4103-2026-0004号	鹿角市十和田大湯字宮野平	9	墓地	104
第4103-2026-0005号	鹿角市十和田大湯字土沢	50-1	墓地	135
第4103-2026-0006号	鹿角市十和田毛馬内字森崎	9	墓地	101
第4103-2026-0007号	鹿角市十和田毛馬内字番屋平	13	墓地	91
第4103-2026-0008号	鹿角市尾去沢字蟹子沢	9	墓地	26